

聞人びつくりするやら、官市の結構世上の評判、さんげ斗か下からいたわる、お店といへ共国中迷惑、どふて下から考へみたれば、官市か利の卦で御上ハ損の卦、おむねの算木ニかんの卦見ゆれば、たゝんで仕舞ふが利こんな卦じや路ふ、俄に大水出たよふすご／＼かた付、きやつら夫婦もあんほんからくり取よな顔付、最早叶ぬ今では縁切れ、歎く人こそひとりもなければ、わずか二年ニたるやたらずに、栄花の世の中ながらも今では後悔笑止千万、余り長きハ御坐のさまたげ、是て切ます、くわん人坊主め

是ハ臼杵表より来ル、官市者、大造之金高拾三万両、右之内私欲、御家中より今度訴状御吟味之処、官市こと出奔、

右官市ハ二三年程村瀬氏取立、御家中御救として諸色上より買下し夫々売渡之処、亜墨利加渡来ニ付、武器馬具之取調ニ而先頃御取潰之由、右ニ付村瀬氏至而評判悪敷、当年ニ至ては御政事向ニ出不申候様ニ相成、右ニ付段々悪事之説も有之由ニ候

嘉永七寅江戸ニ而

備考

1. この「ちよんがれ」は昭和卅一年一月廿七日より三日間行つた、佐伯市でのIP郷土資料調査の際、今泉氏所蔵の多数の和書中より筆者が見出したもので、和紙四枚に書いてあつた。
2. これは臼杵藩の財政改革を行つた村瀬氏の緊縮政策を反対派が

当時流行のちよんがれに作つて、一般民衆に悪宣伝したものである。

3. ちよんがれは、うかれ節、ちよぼくれなどと同系統のもので、総称して江戸では浪花節と云われ、説教節、祭文から出た関西地方の語りものである。

4. 創始期のものは内容辞句ともに卑俗なものであつたが、江戸時代末期に物語、講釈、琵琶などを取り入れて今日の浪花節が大成したと。

5. ちよんがれは我が豊後地方では、明治中期頃まで流行した民衆芸能の一つで、浪花節芝居のことをちよんがり芝居、祭文聞きを、「ちよんがり聞き」とも云つていた。(立川輝信)

## 「大分県資料」編纂余聞

— 志賀道輝 について —

三 木 俊 秋

「大分県史料」編纂のために文書を編年に整理しているところと不可解な疑問にぶつつかる。それが古文書が沢山集まれば集まる程順次に解明されて行く場合も多いが、又新しい疑問に次々ぶつつかることも多い。次に掲げるのはほんの一例に過ぎない。

大友宗麟の股肱として幾多の戦争に従つて一番の重臣と

て活躍した人物に志賀道輝なるものがある。小生所見の志賀氏系凶中最も詳しい大分郡常楽寺所蔵の大夫系凶により、この人物を引出すと、次の様になつてゐる。

(上略) 志賀太郎、十郎、安房守  
親益 入道々扱

親守 志賀安房守、童名次郎、兵部少輔、民部大輔、伊予守

永禄五年五月朔日剃髮号三道輝、天文十五年六月肥後国奉行於三所々二励ニ戦功ニ俵ノ之本領知之外豊後筑前筑後肥後四箇国之内所々賜ニ領知ニ

親孝 志賀民部大輔 童名八郎太郎  
入道道益 後親度 (下略)

とある。これによると志賀親守が永禄五年以後入道して道輝となつたのであり、道輝の子が親孝で、後親度と称したことになつてゐる。どの志賀系凶も親度が子となつてゐる。ところが疑点は道輝と親度との関係である。そこで臆下に残存する文書の中から、これの解決の手懸りとなる道輝及び親度の関係文書を集めてみた。何れも内容がありふれた文書のため時代比定がむつかしいので、特徴のみ図示すると次の通りとなる。但し親守と称した時の花押はこれとは異つてゐるので今は省略する。

番号	郡名	文書	年月日	文書種類	関係記載	受領名	名	花押
1	速見	小深田	3 3	連署奉書	親賢、鑑速、惟教、連署	ナシ	親度	アリ
2	大野	久保	12 9	連署状	惟教、鑑康、親賢、連署	志賀安房守	親度	アリ
3	大分	柞原	11 23	奉書		ナシ	親度	アリ
4	"	"	11 23	書状	(端裏書)「志賀安房守親度」	ナシ	親度	ナシ
5	"	"	天正 5 6 1	注文	志賀道輝領	ナシ	親度	ナシ
6	"	円寿寺	天正 11 8 14	連署奉書	三河入道連署	安房入道	ナシ	アリ
7	"	平林	天正 18 9 21	符	道璣他三名花押虫損人名比定困難	伊勢入道	ナシ	アリ
8	北海道	詫磨	天正 18 9 28	符並請取状		伊勢入道	道輝	アリ

11	10	9					
大野	久保	大分 平林	12 9	6 2	10 6	連署奉書	鎮統、道璣、鎮資、鎮理、連署
			連署状	鎮統、道璣、連署			
						道輝	道輝
						異アリ	アリ
						異型	型

以上のうち才11号の文書を除いて、花押のある文書はすべて全く同一の花押が使用されている。さてこの表から同一人と考えられる根拠は次の通りである。

一、花押が全く同一である。

二、親度は安房守、道輝は安房入道である。(2・4・6文書。但し8は例外)

三、1・2文書中、田原親賢の花押は少くとも、永禄四年以後から天正七年二月迄の間に使用された型であり、それ以後親賢は紹忍の号を使用している。(西国東松成・長谷雄文書)

また、系図に道輝が入道したのは、永禄五年五月であるから、1・2文書は永禄四年から翌年四月までのものと考えればよい。10文書もこれを裏付ける。

以上の諸点から同一人物と解し得る。然しこれを次の様に反論することも出来る。

一、花押は父の花押を継ぐ場合がある。

二、安房守という受領名も襲名出来る。現に先の系図では親守の父も安房守である。

三、親守が肥後国奉行になつた天文十五年からでも、田原親賢が確実に入道して紹忍と号している天正七年までは三十年もあるので、道輝の子親度が重臣として活躍出来る年令に達している。

以上両論を考える時、全く混沌として同一人か否か決定出来なくなるのである。一日も早くこれを決定する文書が出て来る事を望んでいる。

この疑点は柞原八幡文書を編年にする際に行詰つた問題である。編集に当つては、これに類した苦心が沢山あることを一例として紹介したつもりである。(大分県教育研究所員)